

基本理念（案）

循環型社会の実現を目指す

- 経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。
- 本市においても、都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」を環境面から補完し、豊かで良好な環境を持続可能な形で次世代に引き継ぐため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を目指すことが求められています。
- 本市はこれまで、老朽化した伊勢原清掃工場の焼却炉を稼働停止し、はだのクリーンセンター 1 施設での可燃ごみ処理体制へ移行するため、草木類の資源化や分別の徹底などの取組みにより可燃ごみの減量を図ってきました。
その結果、計画より順調に減量が進み、1 施設での可燃ごみ処理体制への移行について見通しが立ちつつあります。これは、本市の市民力にほかならないものです。
- そこで、今後の本市のごみ処理は、経済的、社会的状況を踏まえながら、廃棄物処理法に基づき、国の環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画、神奈川県循環型社会づくり計画等を踏まえつつ、平成 15 年度に掲げた「循環型都市の実現」の考えを継承し、市民、事業者等多様な主体と連携し、循環型社会の実現を目指すこととします。

基本理念
市民の意識改革で環境先進都市を目指す

- 基本方針
- 方針1
ごみの排出抑制
 - 方針2
有機性廃棄物の減量・資源化の促進
 - 方針3
資源化の拡充
 - 方針4
環境教育・環境学習の推進
 - 方針5
市民・事業者・行政によるパートナーシップの推進
 - 方針6
周辺環境に配慮した安全・安心な施設の運営

数値目標

	現状 (平成27年度)	中間目標 (平成33年度)	参考目標 (平成38年度)	最終目標 (平成43年度)
ごみ排出量 (資源物除く) の減量目標	市民一人 1日当たり 697g	市民一人 1日当たり 636g	市民一人 1日当たり 585g	市民一人 1日当たり 572g
	15年間で市民一人1日当たり約120gを減量			
資源化率	23.8%	29.3%	36.2%	37.5%

- 個別計画
- 1、排出抑制・資源化計画
 - (1) ごみに関する情報の周知
 - ・分別と適正排出に関する情報の周知
 - ・自治会未加入者、転入者及び外国籍市民に対する周知の工夫
 - ・マイバック運動等各種イベントを通じたごみ減量、資源化の啓発
 - ・ホームページの充実及び広報の活用
 - ・ごみ減量通信の発行
 - ・生ごみの水切りの徹底と資源化意識の醸成
 - (2) 自治会や地域との連携
 - ・廃棄物減量等推進員及びリサイクル指導員の協力による連携強化
 - ・自治会の廃棄物減量等推進活動に対する支援
 - ・清掃ボランティアへの積極的な支援
 - ・ごみゼロキャンペーン等地域と一体となった美化活動の展開
 - (3) 環境教育・環境学習
 - ・幼少期の環境教育の充実
 - ・生涯学習及びコミュニティ活動における環境学習
 - (4) 市民活動への支援
 - ・集団資源回収への参加促進と奨励金の交付による活動支援
 - ・取り組みやすい生ごみの減量方法の周知
 - ・生ごみ処理機購入補助制度
 - ・不用品交換制度によるリユース(再利用)の促進
 - (5) 生ごみ分別収集事業
 - ・分別収集協力世帯の拡大を含め、効果的かつ効率的な生ごみ減量手法の検討・大型生ごみ処理機及び民間活力による堆肥化と利用促進
 - (6) 資源化施策の継続及び拡充
 - ・剪定枝のチップ化と堆肥等への活用
 - ・廃食用油の資源化
 - ・粗大ごみ資源化の取り組み
 - ・草類などの植物性廃棄物の資源化の推進
 - ・容器包装以外のプラスチック製品の資源化の研究
 - ・小型電気電子機器に含まれる有用金属(レアメタル)の再生利用の研究
 - ・紙おむつ資源化に向けた研究
 - (7) 事業者への指導
 - ・事業系ごみの適正排出にかかる指導マニュアルの配布
 - ・多量排出事業者に対する個別指導
 - ・小規模事業者に対する適正処理の啓発
 - ・事業系ごみ収集運搬業者に対する検査・指導の徹底
 - ・事業系ごみの資源分別の徹底
 - ・ごみを出さない事業活動への転換促進
 - (8) 家庭ごみの有料化の検討
 - ・有料化の導入に向けた収集方法や料金設定等についての検討
 - (9) 粗大ごみ処理手数料の見直しの検討
 - ・粗大ごみ処理手数料の見直しの検討
 - 2、収集運搬計画
 - (1) 収集場所
 - ・リサイクル指導員による分別指導
 - ・管理の行き届かない収集場所への指導・啓発
 - ・資源物回収拠点の整備
 - ・収集場所の維持管理の徹底
 - ・道路上、歩道上の収集場所の改善
 - (2) 収集運搬体制
 - ・低公害車の使用
 - ・市民ニーズを反映した収集運搬体制の実施
 - ・民間活力の導入
 - ・ごみ量の変化に応じた収集運搬体制の整備
 - ・地域特性等を考慮した夜間戸別収集の検討
 - 3、中間処理施設の整備計画
 - (1) 焼却処理施設
 - ・はだのクリーンセンターの安定的な運営
 - ・平成37年度末までに焼却施設1施設体制へ移行
 - ・高効率な発電による循環型社会形成の推進
 - ・秦野市伊勢原市環境衛生組合や伊勢原市との連携
 - (2) 不燃・粗大ごみ処理施設
 - ・不燃・粗大ごみ処理施設の整備の検討
 - ・安心安全で安定した粗大ごみ処理体制の確保
 - 4、最終処分計画
 - 最終処分計画
 - ・埋立終了後の跡地利用を考慮した埋立方法の検討
 - ・焼却灰の民間処理施設での資源化処理・処分
 - 5、その他の計画
 - (1) ごみの不法投棄・散乱防止
 - ・関係部署と連携したごみの散乱防止啓発活動
 - ・地域やボランティア団体の美化活動への支援
 - ・不法投棄に対する関係機関と連携した迅速な対応
 - ・散乱ごみについての市民周知
 - ・飲料用空容器回収ボックスの設置促進
 - (2) 大規模災害への対応
 - ・秦野市災害廃棄物等処理計画の見直し
 - ・関係機関と連携した迅速な災害廃棄物処理体制の整備
 - (3) 廃棄物の屋外焼却への対応
 - ・定義及び禁止内容についての周知
 - ・関係部署と連携した適切な指導
 - (4) 適正処理困難物への対応
 - ・ごみ出しルールの徹底
 - ・医療系廃棄物の回収システムの構築
 - ・リサイクル対象品目の変更に対する迅速な対応
 - (5) 環境への配慮
 - ・低炭素社会や自然共生社会の実現に向けた効率的な収集・運搬、処理方法の検討
 - ・ごみ発電によるエネルギーの有効利用
 - (6) 関係機関との連携
 - ・関係機関との連絡体制の整備と効率的な事務運営
 - ・伊勢原市、秦野市伊勢原市環境衛生組合、県、国との連携



基本理念

循環型社会の実現を目指す

- 基本方針
- 方針1
3Rに基づく廃棄物処理システムの強化
 - 方針2
安全で、安定的かつ効率的な廃棄物処理の推進
 - 方針3
ポイ捨てや不法投棄の未然防止
 - 方針4
市民、事業者等多様な主体との連携
 - 方針5
情報共有、環境学習の支援
 - 方針6
危機管理の推進

- 基本施策
- 方針1に関する施策
- (1) 発生抑制、再使用の促進
 - ・食品ロスの削減
 - ・もったいないDayによるリユースの促進
 - (2) バイオマスの資源化、廃棄物エネルギー活用の支援
 - ・有機性廃棄物（生ごみ、草木類、紙おむつ等）の資源化
 - ・廃棄物エネルギーの活用支援
 - (3) 事業系ごみの減量・資源化促進
 - ・事業所訪問調査を通じた提案、指導
 - ・優良事業所認定制度
 - (4) 地域における資源循環
 - ・生ごみ持ち寄り農園事業
 - (5) 分別の徹底
 - ・古紙類、容器包装プラスチック等の分別徹底
 - (6) 新たな資源化施策の研究
 - ・紙おむつ、製品プラスチックの資源化等の研究
- 方針2に関する施策
- (1) 1施設での安定的な可燃ごみ処理
 - ・分別の徹底、生ごみの減量、事業系ごみの減量を柱とした可燃ごみ減量施策の推進
 - (2) 効率的な事業運営
 - ・人口減少に応じた収集場所の最適化
 - ・収集品目、処理方法等の効率化
 - ・収集ルート効率化
 - (3) 周辺環境に配慮した安全・安心な施設整備
 - ・不燃・粗大ごみ処理施設の整備
 - (4) 処理困難物の適正な処理ルートの確保
 - ・秦野市伊勢原市環境衛生組合や伊勢原市と連携した、小型充電式電池が内蔵された家庭用品等の処理ルートの確保
- 方針3に関する施策
- (1) 駅前などの環境美化重点地区の巡回強化
 - (2) 速やかな撤去による誘発防止
- 方針4に関する施策
- (1) 自治会
 - ・廃棄物減量活動等交付金制度
 - ・市内一斉美化清掃
 - (2) 事業者
 - ・資源回収協力
 - ・食品ロスの削減（小盛メニューの導入等）
 - ・市内一斉美化清掃
 - (3) 大学等
 - ・共同研究、研究協力
 - ・共同でのコンテンツ作成
 - ・学生への分別ルールの周知協力
 - ・実習でのキエーロ作成
- 方針5に関する施策
- (1) 情報共有、気づきや学びの場づくり
 - ・ごみ減量通信など市からの情報発信
 - ・市民などが持つ情報を共有し、多様な主体が気づき合い、学び合う場を設ける（⇒連携の機運を醸成）
 - (2) 環境学習の支援
 - ・出前講座
 - ・小学校での「ごみの話」
 - ・子ども園等でのエコスクール
- 方針6に関する施策
- (1) 感染症対策
 - ・新型コロナウイルス感染症対策（事業継続の考え方）
 - (2) 災害対応
 - ・収集業務委託化の進捗に応じた対応マニュアルの見直し等

数値目標

	現状 (令和3年度)	中間目標 (令和〇年度)	参考目標 (令和〇年度)	最終目標 (令和18年度)
ごみ排出量 (資源物除く) の減量目標	市民一人 1日当たり 〇〇〇g	市民一人 1日当たり 〇〇〇g	市民一人 1日当たり 〇〇〇g	市民一人 1日当たり 〇〇〇g
	15年間で市民一人1日当たり約〇〇gを減量			
資源化率	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%	〇〇.〇%